第８章　第五次保育所整備計画

第１節　計画策定の趣旨

本市は、市民のニーズを踏まえて充実した保育が提供できるよう、計画的に環境整備を進めるため、平成 16 年度から「保育所整備計画」を策定しています。

第二次計画期（平成 21 年度から平成 26 年度）では、公立保育所の３所を民営化し、個々の特徴を活かした保育サービスの提案に努め、第三次計画期（平成 27 年度から平成 31 年度）では、吉田保育所・舟山保育所の老朽化に対応するため、令和２年１月に旧取手第一中学校の跡地に取手市立井野なないろ保育所が開所しました。

第四次計画期（令和２年度から令和６年度）では第四次計画の方針に基づき、老朽化した戸頭北保育所の廃止と中央保育所の民営化を実施しました。

また、取手市立地域子育て支援センターについて、戸頭・白山・井野なないろ・藤代の市内４か所のうち、戸頭及び藤代の２施設の運営を業務委託し、運営時間延長と土曜日の運営を実施しました。

今後も本市の特色を維持しながら、より良い保育環境の構築を目指すために「第五次取手市保育所整備計画」を策定するものです。

第２節　計画の位置づけと計画期間

１．計画の位置づけ

本市の保育行政を推進していく上で、教育・保育（認定こども園・幼稚園・保育所）の確保方策（定員）との整合性を図り、今後の公立保育所等の整備方針・整備予定を示すために市が任意に策定する計画として位置づけるものです。

保育サービス等の実施内容や実施体制の確保については、子ども・子育て支援法により策定が義務付けられている「第三期取手市子ども・子育て支援事業計画」で定めており、本計画では、施設の整備・維持管理・運用等に係る事項について定めます。

公立保育所については、看護師など人材確保が難しいことなどの理由から民間保育所での実施が困難な「医療的ケア児」の受け入れ体制を整備したほか、国が示す「保育士配置基準」を上回る市独自の配置基準を設け、子どもの個々の発育・発達状況に応じ、健やかな成長を見守れるよう充実した保育体制を整えています。

複数担任制にすることで、安全面だけでなく、児童の特徴を捉えたきめ細やかな対応を行っています。さらに、配慮が必要な児童への対応として、全保育所に加配保育士を配置し手厚い保育を実施しており、関係機関と連携しながら児童の成長にあった適切な支援につなげています。

地域子育て支援センターについては、公立４施設のほか、地域に密着した子育て支援と民間による視点から民間施設での特色ある運営を支援します。これにより現在４か所ある公立地域子育て支援センターの今後の在り方について検討します。

民間施設については定員確保の役割のほか、提供体制の充実・確保を図り、一時保育・病児保育の実施か所の充実により、利用年齢や保育時間の拡大など柔軟な対応とサービスの提供を拡充し、保護者の多様な就労形態やニーズに応えることを期待しています。

国や県の補助金制度を活用し、市の財政負担の軽減を図りながら施設整備などの支援をすることで保育機能を拡充していきます。

■公立施設と民間施設の役割

項目	公立施設	民間施設
定員確保	利用者の選択肢の確保と定員確保の調整機能	定員確保の中心的な役割
子育て支援拠点機能 （地域子育て支援センター）	一部業務委託等を検討	各保育園の理念･方針等に基づいた事業の実施
利用年齢や保育時間の拡大	維持継続	施設により拡大・充実
こども誰でも通園制度	実施に向けた調整	施設により実施
医療的ケア児など支援を要する児童の保育	施設により実施	施設により実施
その他期待される機能	・養育上の特別な問題を抱える家庭（保護者及び乳幼児）への支援 ・緊急一時的な保育への対応	・病児保育　・延長保育 ・駅前保育

２．計画期間

令和７年度から令和 11 年度までの５か年計画となります。

３．教育・保育提供区域の見直し

本計画から教育・保育提供区域の見直しをしています。

従来の計画では、中学校区を基本として市内の４区域（取手第一中学校区域、取手第二中学校区域、戸頭・永山中学校区域、藤代・藤代南中学校区域）毎のニーズに合わせた教育・保育計画をそれぞれの区域毎に策定していました。

第五次保育所整備計画では、これを統合して市全体一区域とします。

市全体一区域と考えることは、区域内で対応できない児童数の増減や、様々なニーズの増減を市内全域で見込み、利用者の選択の幅を広げることを目的としています。

本計画より市全体一区域としますが、今後もきめ細やかなニーズを把握するため、ニーズ調査は従来どおり４区域で実施していく予定です。

第３節　施設整備の具体的なスケジュール

１．保育施設整備について

令和７年度から令和 11 年度にかけての公立保育所整備については、市内にある４つの保育所を維持・管理していくことを計画しています。

令和８年度より義務化される「こども誰でも通園制度」が円滑に開始できるよう、制度の整備や利用者への案内について対応していきます。

２．現状と第五次の整備計画

（１）公立保育所

■施設概要

下記の市内４施設の定員数を維持し、適正な保守管理を継続していきます。

No.	保育所名	建築年	構造・規模	延べ面積	定員
1	永山保育所	2009 年	鉄骨造２階	978.85 ㎡	100 人
2	井野なないろ保育所	2019 年	鉄骨造１階	2,312.55 ㎡	220 人
3	白山保育所	1999 年	鉄骨造２階	1,581.11 ㎡	130 人
4	久賀保育所	2008 年	鉄骨造２階	1,272.24 ㎡	132 人

■管理整備予定

No.	保育所名	保守点検整備	建物保全管理 ※１	施設整備（改修・建替え等）
1	永山保育所	2026・2029 年度	計画的改修	実施予定なし
2	井野なないろ保育所		実施予定なし	
3	白山保育所		実施予定なし	
4	久賀保育所		計画的改修	

※１　屋根・外壁、内装・建具・電気通信設備・空調設備・給排水・ガス

（２）子育て支援拠点機能（地域子育て支援センター）

子育て支援拠点機能については、令和６年４月より戸頭地域子育て支援センター及び藤代地域子育て支援センターの運営を業務委託しました。これに伴い運営時間の拡大と土曜日の運営を実施しています。

令和６年 10 月より、子ども・子育て支援交付金を利用した業務委託施設として藤代駅前地域子育て支援センター「フジシロン」が開園しました。

今後も柔軟な子育て支援をしていく目的から、地域に密着しニーズにあった民間施設への拡充を支援していくことで、公立の在り方について検討します。

■管理整備予定

No.	保育所名	現状	第五次の整備計画
1	戸頭地域子育て支援センター	業務委託	業務委託の継続 管理運営方法について検討
2	井野なないろ地域子育て支援センター	公営	
3	白山地域子育て支援センター	公営	
4	藤代地域子育て支援センター	業務委託	

（３）教育・保育施設等の分布

●公立保育所４か所・私立保育園９か所・認定こども園 11 か所・幼稚園３か所・地域型保育事業１か所

●地域子育て支援センター公立４か所・私立１か所

※令和７年３月 31 日現在

※令和８年度の開園に向けて、
　取手駅前に賃貸テナント活用型保育園の整備を計画中

（４）待機児童の現状と対策

待機児童は、令和３年度から大きく減少しています。令和２年４月に 24 人発生した待機児童は、令和３年４月及び令和４年４月ともに０人となりましたが、その後令和５年４月及び令和６年４月には３人の待機児童が発生しています。

令和５年度以降の待機児童発生の原因は、保育施設や保育士不足によるものではなく、特別な支援を要する児童であったことから、受け入れ体制が整わず入所させることができなかったことが挙げられます。

今後は、公立施設において支援に合わせた職員確保や研修を実施することで受け入れ体制を整えるとともに、適切な支援施設との連携を図り、待機児童解消につながる対策を実施していきます。

■待機児童数の推移

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
待機児童数	24 人	0 人	0 人	3 人	3 人

※各年度４月１日現在